

特集

オートプシー・イメージング 2023

序文

東北大学大学院 医学系研究科 保健学専攻 画像診断学分野／東北大学病院 Smart Hospital 推進室 AI Lab

小林智哉

聖隷富士病院 放射線科／医療安全管理室

塩谷清司

2019～2022年のそれぞれ3月号に引き続き、2023年のオートプシー・イメージング(死亡時画像診断、Autopsy imaging: Ai)特集を企画しました。2019年以降、執筆者数は13→16→16→21名と増加し、今回は27名の先生方にAiの現状、新たな技術的取り組み、必要とされる法医学的視点などをご執筆頂きました。Aiの最新情報を幅広く網羅した読み応えのある内容は、Aiに関わる先生方の実務や研究に必ず役立ちます。

2021年の総務省政策評価書¹⁾は、2018年に日本国内で施行されたAi件数は、全異状死170,174件に対して58,689件(34.5%)であったと報告しました。解剖率が上昇しない状況下で、Aiは次善策、代替として、現在の施行数はさらに増加していると予想します。Ai施行数増加の背景には、高齢化社会から多死社会への移り変わり、公衆衛生上の問題対応、犯罪見逃し防止、災害発生時に備えた平素からの身元確認体制の整備が挙げられます。

2022年9月9日、厚生労働省から令和4年度版「死因究明等推進白書」が公表されました²⁾。「死因究明等推進白書」は、死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)第9条「政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。」に基づいて、国会に報告を行う法定白書であり、今回初めて作成されました。

「死因究明等推進白書」は、これまでの死因究明等の推進に向けた政府の取組と、死因究明推進計画の進捗状況を示しており、白書の構成は次のようです。

第1章 我が国における死因究明等の推進に向けた政府の取組

第1節 死因究明等推進基本法成立以前の主な取組

第2節 死因究明等推進基本法の成立

第3節 新たな死因究明等推進計画の策定

第2章 死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

- 第1節 死因究明等に係る人材の育成等
- 第2節 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- 第3節 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- 第4節 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 第5節 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- 第6節 死因究明のための死体の科学調査の活用
- 第7節 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- 第8節 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- 第9節 情報の適切な管理

節内では死亡時画像診断に関して、次の項目が挙げられています。

- ・ 施策番号7、44、69：死亡時画像診断に関する研修会の充実
- ・ 施策番号8、46、70：小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等
- ・ 施策番号9、84：死亡時画像診断に関する研修等への警察による協力
- ・ 施策番号33、72：死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築
- ・ 施策番号66：地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力
- ・ 施策番号67：死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援
- ・ 施策番号68：異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援
- ・ 施策番号71：死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等
- ・ 施策番号73：死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請
- ・ 施策番号81：解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

「死因究明等推進白書」を読み通す時間がないという先生方は、その概要版³⁾だけでも是非ご覧下さい。

<文献>

- 1) 総務省行政評価局：死因究明等の推進に関する政策評価書
https://www.soumu.go.jp/main_content/000737914.pdf 2021
- 2) 厚生労働省：令和4年版死因究明等推進白書(本文)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/shiinkyuumei/22/index.html>
- 3) 厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室：令和3年度政府が講じた死因究明に関する施策(令和4年版死因究明等推進白書の概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/4gaiyou.pdf>